

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月25日
【事業年度】	第6期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社セブン銀行
【英訳名】	Seven Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安齋 隆
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03-3211-3041
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員企画部長 二子石 謙輔
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03-3211-3041
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員企画部長 二子石 謙輔
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益 (百万円)	11,568	29,117	47,967	64,612	75,427
経常利益 (△は経常損失) (百万円)	△8,173	3,035	10,075	19,409	25,021
当期純利益 (△は当期純損失) (百万円)	△8,191	5,027	10,843	10,590	12,667
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	61,000	61,000	61,000	61,000	30,500
発行済株式総数 (千株)	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
純資産額 (百万円)	40,658	45,662	56,508	67,080	73,849
総資産額 (百万円)	159,928	259,676	313,305	361,338	532,757
預金残高 (百万円)	75,908	122,442	124,776	181,770	187,836
貸出金残高 (百万円)	—	—	—	—	—
有価証券残高 (百万円)	22,605	22,002	26,012	53,571	78,338
1株当たり純資産額 (円)	33,327.03	37,428.63	46,318.31	54,984.18	63,317.15
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	5,000 (—)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失) (円)	△6,714.32	4,120.83	8,888.51	8,680.89	10,736.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
単体自己資本比率 (国内基準) (%)	221.39	201.01	182.39	233.49	37.94
自己資本利益率 (%)	—	12.06	21.14	15.80	17.03
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	46.03
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	45,851	47,212	39,750
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△8,783	△34,892	△32,215
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	△5,895
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	—	—	240,797	253,117	254,757
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕 (人)	140 〔63〕	145 〔73〕	181 〔103〕	211 〔228〕	258 〔201〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 平成18年6月16日開催の定時株主総会決議により、平成18年9月1日付で資本金30,500百万円を減少し、その全額を資本準備金としております。
5. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第6期(平成19年3月期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
6. 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益又は当期純損失」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第6期(平成19年3月期)から同適用指針を適用しておりますが、これによる影響はありません。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
8. 自己資本比率は、第6期(平成19年3月期)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。
なお、第5期(平成18年3月期)以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
9. 第2期(平成15年3月期)は当期純損失となったため自己資本利益率は記載しておりません。
10. 株価収益率については、当社株式は証券取引所に非上場かつ非登録のため記載しておりません。
11. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
12. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期及び第5期の財務諸表について、みずほ監査法人(中央青山監査法人は平成18年9月1日付でみずほ監査法人に名称変更しております。)、第6期の財務諸表について、みずほ監査法人及びあずさ監査法人の監査を受けております。第3期以前の財務諸表につきましては、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

- 平成13年4月 予備免許取得
「アイワイバンク銀行」設立（資本金202億500万円）
銀行営業免許取得
- 平成13年5月 営業開始（新規口座開設の受付開始）
A T Mサービス開始
全国銀行協会入会（正会員）
- 平成13年6月 全銀システム接続
B A N C S接続（都市銀行カードによる当社A T Mでの出金が可能に）
振込サービス開始
- 平成13年8月 第1回第三者割当増資（資本金308億500万円に）
- 平成13年12月 インターネット・モバイル・テレホンバンキングサービス開始
- 平成14年3月 第2回第三者割当増資（資本金610億円に）
- 平成15年12月 第1回無担保社債（適格機関投資家限定）発行（150億円・期間5年）
- 平成16年7月 お客さまサービス部新設
- 平成17年4月 A T Mコールセンター（大阪）稼働開始
確定拠出年金専用定期預金の取扱い開始
有人店舗開設（イトーヨーカドー蘇我店出張所・千葉県）
- 平成17年7月 新世代A T M導入開始
- 平成17年10月 社名変更（「セブン銀行」に変更）
- 平成18年1月 新勘定系システム稼働開始
- 平成18年3月 銀行代理業務開始（イトーヨーカドー川口店出張所・埼玉県）
定期預金開始
- 平成18年4月 全A T M一斉にI Cキャッシュカード対応開始
- 平成18年9月 減資（資本金610億円うち305億円減資し、同額を資本準備金に振替え）
- 平成18年12月 第2回・第3回無担保社債（一般募集）発行（360億円・期間5年、240億円・期間7年）
- 平成19年6月 配当実施

3 【事業の内容】

当社は、A T M事業及び金融サービス事業を行っております。

平成19年3月末現在の当社の事業内容は以下のとおりであります。

[A T M事業]

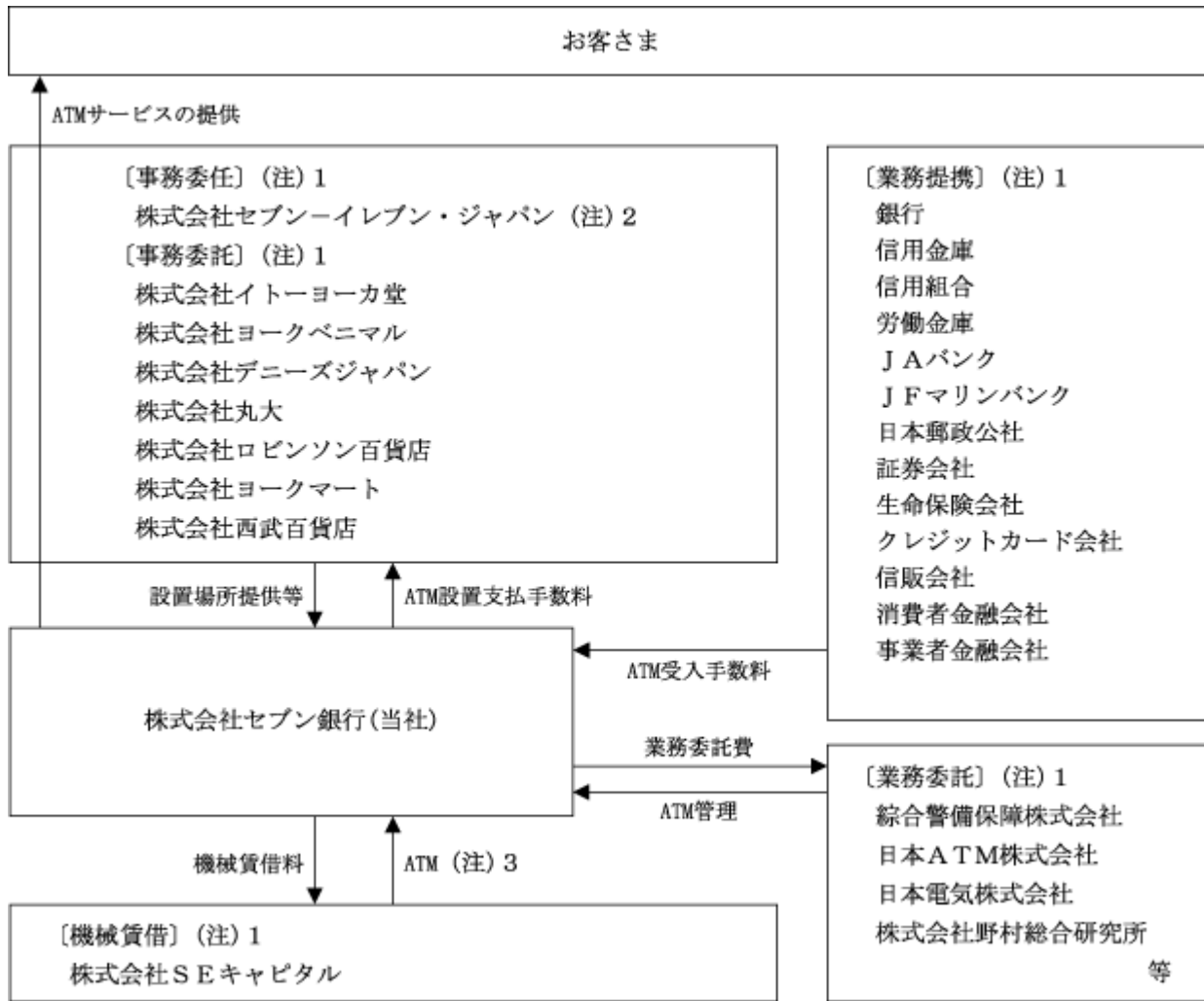
株式会社セブン&アイ・ホールディングスを中核とする企業グループ（以下「7 & iグループ」という）の店舗内（セブン-イレブン、イトーヨーカドー等）にA T Mを設置し、都市銀行、地方銀行をはじめ信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁協、日本郵政公社、証券会社、生命保険会社、消費者金融会社及びクレジットカード会社等多くの金融機関と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いA T Mネットワークを多くのお客さまにご利用いただくという事業を展開しております。

[金融サービス事業]

当社では、主に個人のお客さまを対象に、A T Mとリモートバンキング^(注1)が一体となった身近で便利な預金口座を提供しております。また、イトーヨーカドー内に展開している有人店舗「みんなの銀行窓口。」やホームページにおいて、他社の商品・サービスを提供するという、銀行代理業務、取次ぎ業務を行っております。

(注1) パソコンでのインターネットバンキング、携帯電話でのモバイルバンキング、電話でのテレホンバンキングの総称

[事業系統図]



- (注) 1. 各社との重要な契約内容については「5 経営上の重要な契約等」を参照下さい。
 2. その他の関係会社
 3. ATMは、平成18年3月以降新規導入分より自社購入への切替えを進めております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 被所有 割合(%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(親会社) 株式会社セ ブン & ア イ・ホール ディングス	東京都 千代田区	50,000	純粋持株 会社	49.98 (49.98)	2 (2)	—	—	—	—
(その他の関 係会社) 株式会社セ ブン・イレ ブン・ジャ パン	東京都 千代田区	17,200	コンビニ エンスス トア事業	26.03	1 (1)	—	事務委任取引関 係 預金取引関係	—	—

- (注) 1. 資本金及び議決権の被所有割合は、平成19年3月31日現在のものです。
 2. 議決権の被所有割合の()内は、間接所有の割合(内書)であります。
 3. 株式会社セブン&アイ・ホールディングスは有価証券報告書を提出しております。
 4. 当社との関係内容の「役員の兼任等」の欄の()内は当社の役員であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(平成19年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
258 [201]	43.5	2.1	7,027

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。(役員、嘱託社員、派遣スタッフ、パート社員を除く)
 2. 臨時従業員は、〔 〕内に1日8時間、月間163時間換算による月平均人員を概数で記載しております。
 3. 平均年間給与は、賞与(臨時支給分を除く)及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社では労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(経済金融環境)

わが国の景気は、緩やかに拡大しており、輸出も増加を続けております。また、高水準の企業収益を背景に、設備投資も引き続き増加しております。こうした中で、雇用者所得は緩やかな増加を続けており、そのもとで個人消費は底堅く推移しております。さらに、このように内外需要の増加が続く中で、生産も増加基調にあります。

銀行業界では、昨年7月のゼロ金利政策解除により金利機能が回復しつつある中、大手行を中心に収益力回復の動きが顕著になっており、コンビニATMの手数料無料化やATMコーナーの営業時間延長等、預金者への利益還元を積極的に進めようとする動きが広がっています。また、他社と協働して無料で利用できるATMを設置する動きもさらに拡がりました。

(当年度における事業の経過及び成果)

① ATM事業の状況

(提携及び地域展開の状況)

新たに、東和銀行（平成18年4月）、仙台銀行、第三銀行（同5月）、みずほ銀行（同7月）、南都銀行、岩手銀行（同10月）、東北銀行、北日本銀行、福井銀行（同11月）、もみじ銀行、ソニー銀行（同12月）、東日本銀行、北國銀行（平成19年1月）、北海道銀行（同2月）、青森銀行、鳥取銀行、神奈川銀行（同3月）のほか、信用金庫12庫、信用組合5組合、証券会社3社、生命保険会社2社、その他金融機関4社と提携をいたしました。

この結果、平成19年3月末現在の提携先は、銀行79行、信用金庫263庫、信用組合124組合、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、郵政公社1社、証券会社8社、生命保険会社8社、その他金融機関50社の計548社となりました。^{〔注〕}

このような提携先拡大に併せ、新たに、奈良県、岩手県（ともに平成18年10月）、青森県（平成19年3月）で展開を開始しました。平成19年3月末現在のATM設置地域は、東京都、静岡県、埼玉県、大阪府、兵庫県、神奈川県、千葉県、栃木県、愛知県、京都府、長野県、滋賀県、福岡県、茨城県、広島県、福島県、新潟県、熊本県、山形県、北海道、山口県、群馬県、長崎県、岡山県、宮崎県、山梨県、岐阜県、佐賀県、三重県、宮城県、奈良県、岩手県、青森県（設置順）の33都道府県となっています。

なお、ATM設置台数は、展開地域の拡大および既展開地域におけるATMの設置密度を高めたことにより、平成18年3月末対比604台増加し、平成19年3月末現在で合計12,088台となりました。

〔注〕 合併・統合により平成18年3月末対比、信用金庫4庫減、信用組合3組合減、その他金融機関1社減となりました。

(利用の状況)

当社ATMでは、当社キャッシュカードによる引出し、預入れ、振込および残高照会に加え、各提携金融機関のキャッシュカード等での引出し、預入れや残高照会等をご利用いただいております（他金融機関のキャッシュカード等の取扱業務、利用可能時間、手数料等は、それぞれの提携金融

機関により異なります)。平成18年4月より全ATMでICカードの取扱いを開始し、平成19年3月末現在でセブン銀行を含む29の金融機関のICカードに対応しています。また、ご利用可能なカードやサービス内容等をより詳しくご理解いただくために、各地域に合わせた告知活動、広告宣伝活動等を7&iグループや提携先と協働して積極的に実施しました。このような取り組みにより、利用件数は想定を上回るペースで増加し、当期におけるATM期間総利用件数は418百万件(前年同期比76百万件増)、1日1台当たり期間平均利用件数は98件(同10件増)となりました。

② 金融サービス事業の状況

平成19年3月末現在の口座数は485千口座、預金残高(除く譲渡性預金)は187,836百万円となっています。このうち当社のメインターゲットである個人のお客さまの口座数は466千口座(前年同期比135千口座増)、預金残高(個人向けの普通預金と定期預金等の合計残高)は72,174百万円(同20,123百万円増)となり、口座数、残高とも着実に増加しています。平成18年3月20日より提供を開始した個人向け定期預金の残高は、平成19年3月末現在、14,191百万円(同11,818百万円増)となっています。

アンテナショップとしてイトーヨーカドー内に開設している有人店舗「みんなの銀行窓口。」は、平成19年3月末現在5店舗(蘇我、八千代、川口、葛西、亀有)となっています。このうち、川口では平成18年3月より銀行代理業務(三井住友銀行の代理業務)を開始しておりますが、当期は新たに蘇我(千葉銀行の代理業務)、八千代(千葉銀行の代理業務)、川口(埼玉りそな銀行の代理業務)、亀有(りそな銀行の代理業務)の4店舗でも代理業務を開始しました。

③ 当期の経営成績

当社にとって第6期である平成19年3月期の経営成績は、経常収益が75,427百万円(前年同期比16.7%増)、経常利益が25,021百万円(同28.9%増)、当期純利益が12,667百万円(同19.6%増)となりました。

経常収益、経常利益及び当期純利益の増加は、提携先の拡大やATM設置台数の増加、広告宣伝活動の積極的な展開等により、ATM利用件数が堅調に推移したことによるものです。

④ 資本の状況

平成18年9月1日に資本金61,000百万円の半分を減資し、資本準備金に振替えたため、平成19年3月末現在の資本金は30,500百万円となっております。なお、発行済株式数は122万株(全て普通株式)であります。

⑤ その他

事業に必要な資金(主にATM運営用の現預金)を安定的に調達し、将来の金利上昇に備えるため、当年度において無担保社債60,000百万円を発行いたしました。

A T M設置状況：33都道府県（1都1道2府29県）

（平成19年3月31日現在）

地 域	設置開始日	台 数
北海道	平成16年5月17日	844台
青森県	平成19年3月19日	4台
岩手県	平成18年10月10日	11台
宮城県	平成18年3月1日	322台
山形県	平成16年4月19日	127台
福島県	平成15年10月20日	380台
茨城県	平成15年7月23日	500台
栃木県	平成14年5月20日	351台
群馬県	平成16年7月28日	341台
埼玉県	平成13年6月18日	878台
千葉県	平成14年2月18日	790台
東京都	平成13年5月15日	1,613台
神奈川県	平成14年1月21日	907台
新潟県	平成16年3月1日	339台
山梨県	平成17年8月1日	153台
長野県	平成15年2月18日	349台
岐阜県	平成17年11月18日	44台
静岡県	平成13年6月1日	495台
愛知県	平成14年12月4日	446台
三重県	平成18年2月16日	6台
滋賀県	平成15年2月24日	149台
京都府	平成14年12月16日	165台
大阪府	平成13年7月23日	506台
兵庫県	平成13年7月27日	355台
奈良県	平成18年10月2日	53台
岡山県	平成16年12月6日	189台
広島県	平成15年9月22日	380台
山口県	平成16年7月9日	210台
福岡県	平成15年3月24日	679台
佐賀県	平成17年11月24日	130台
長崎県	平成16年10月26日	64台
熊本県	平成16年3月22日	183台
宮崎県	平成17年4月4日	125台
合 計		12,088台

提携金融機関数（社）

銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	J A バンク	J F マリン バンク	郵政公社	証券	生命保険	その他 金融機関 (クレジット カード 会社等)	合計
79	263	124	13	1※	1※	1	8	8	50	548

※ J Aバンク・J Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれを1つとしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物は、前期末比1,640百万円増加し254,757百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、対前期比7,461百万円減少し39,750百万円となりました。これは、譲渡性預金（72,190百万円増）、及び社債（60,000百万円増）等が増加した一方で、キャッシュ・フローの減少要因であるコールローン（94,500百万円増）及びA T M未決済資金（27,332百万円増）等が増加したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは対前期比2,677百万円増加し△32,215百万円となりました。これは、有価証券の償還による収入（50,000百万円増）等がある一方で、キャッシュ・フローの減少要因である有価証券の取得による支出（38,783百万円増）及び固定資産の一部をリースから購入に切り替えたことによる有形固定資産の取得による支出（9,964百万円増）等があったためです。

財務活動によるキャッシュ・フローは対前期比5,895百万円減少し△5,895百万円となりました。これは、主に自己株式の取得による支出が5,940百万円増加したことによるものです。

(3) 国内業務部門収支

当事業年度の資金運用収支は△1,112百万円、役員取引等収支は68,384百万円、その他業務収支は△653百万円となりました。

種類	期別	金額 (百万円)
資金運用収支	前事業年度	△556
	当事業年度	△1,112
うち資金運用収益	前事業年度	78
	当事業年度	422
うち資金調達費用	前事業年度	634
	当事業年度	1,534
役員取引等収支	前事業年度	59,127
	当事業年度	68,384
うち役員取引等収益	前事業年度	63,973
	当事業年度	74,875
うち役員取引等費用	前事業年度	4,845
	当事業年度	6,491
その他業務収支	前事業年度	375
	当事業年度	△653
うちその他業務収益	前事業年度	444
	当事業年度	—
うちその他業務費用	前事業年度	68
	当事業年度	653

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

(4) 国内業務部門資金運用／調達状況

当事業年度の資産運用勘定平均残高は134,554百万円、利息は422百万円、利回りは0.31%となり、資金調達勘定平均残高は347,758百万円、利息は1,534百万円、利回りは0.44%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	81,064	78	0.09
	当事業年度	134,554	422	0.31
うち有価証券	前事業年度	39,337	78	0.19
	当事業年度	68,666	284	0.41
うちコールローン	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	31,208	116	0.37
うち預け金 (除く無利息分)	前事業年度	41,726	0	0.00
	当事業年度	34,678	20	0.05
資金調達勘定	前事業年度	290,699	634	0.21
	当事業年度	347,758	1,534	0.44
うち預金	前事業年度	153,984	45	0.02
	当事業年度	182,288	224	0.12
うち譲渡性預金	前事業年度	42,103	16	0.03
	当事業年度	47,638	192	0.40
うちコールマネー	前事業年度	33,131	2	0.00
	当事業年度	18,429	28	0.15
うち借入金	前事業年度	46,479	438	0.94
	当事業年度	65,004	661	1.01
うち社債	前事業年度	15,000	132	0.88
	当事業年度	34,397	427	1.24

(注) 国際業務部門の資金運用勘定・資金調達勘定はありません。

(5) 国内業務部門役務取引の状況

当事業年度の役務取引等収益は、A T M関連業務73,124百万円及び為替業務365百万円等により合計で74,875百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて6,491百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
役務取引等収益	前事業年度	63,973
	当事業年度	74,875
うち預金業務	前事業年度	27
	当事業年度	13
うち為替業務	前事業年度	293
	当事業年度	365
うちA T M関連業務	前事業年度	61,957
	当事業年度	73,124
役務取引等費用	前事業年度	4,845
	当事業年度	6,491
うち為替業務	前事業年度	108
	当事業年度	155
うちA T M関連業務	前事業年度	4,690
	当事業年度	6,308

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

(6) 国内業務部門預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	金額（百万円）
預金合計	前事業年度	181,770
	当事業年度	187,836
うち流動性預金	前事業年度	177,981
	当事業年度	171,707
うち定期性預金	前事業年度	3,723
	当事業年度	15,955
うちその他	前事業年度	65
	当事業年度	173
譲渡性預金	前事業年度	15,110
	当事業年度	87,300
総合計	前事業年度	196,880
	当事業年度	275,136

(注) 1. 国際業務部門の預金期末残高はありません。

2. 流動性預金＝普通預金

3. 定期性預金＝定期預金

(7) 国内業務部門貸出金残高の状況

該当ありません。

(8) 国内業務部門有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	金額（百万円）
国債	前事業年度	47,568
	当事業年度	78,194
地方債	前事業年度	—
	当事業年度	—
短期社債	前事業年度	—
	当事業年度	—
社債	前事業年度	6,002
	当事業年度	—
株式	前事業年度	—
	当事業年度	144
その他の証券	前事業年度	—
	当事業年度	—
総合計	前事業年度	53,571
	当事業年度	78,338

(注) 1. 国際業務部門の有価証券期末残高はありません。

2. 社債は政府保証債のみ保有しております。

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	第5期 (百万円) (A)	第6期 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
業務粗利益	58,946	66,617	7,671
経費 (除く臨時処理分)	39,565	41,574	2,009
人件費	2,487	3,028	540
物件費	34,752	35,602	849
税金	2,324	2,943	619
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	—	25,043	—
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	19,381	25,043	5,661
一般貸倒引当金繰入額	—	24	24
業務純益	19,381	25,018	5,637
うち債券関係損益	△68	△105	△36
臨時損益	28	3	△24
株式関係損益	—	—	—
不良債権処理損失	—	—	—
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	0	0
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	28	2	△25
経常利益	19,409	25,021	5,612
特別損益	△2,807	△4,012	△1,204
うち固定資産処分損益	△47	△77	△30
税引前当期純利益	16,601	21,009	4,407
法人税、住民税及び事業税	3,870	9,564	5,694
法人税等調整額	2,141	△1,223	△3,364
当期純利益	10,590	12,667	2,076

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 (+国債等債券償還益) - 国債等債券売却損 (-国債等債券償還損) - 国債等債券償却
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	第5期 (百万円) (A)	第6期 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
給与・手当	2,408	2,926	518
退職給付費用	78	101	22
福利厚生費	32	51	18
減価償却費	4,311	5,412	1,101
土地建物機械賃借料	7,502	6,724	△778
営繕費	31	256	224
消耗品費	11	7	△3
給水光熱費	36	33	△3
旅費	77	101	24
通信費	2,392	2,366	△26
広告宣伝費	2,561	2,549	△12
諸会費・寄付金・交際費	5	15	10
租税公課	2,324	2,943	619
業務委託費	14,442	13,744	△697
保守管理費	2,535	2,958	423
その他	812	1,381	568
計	39,565	41,574	2,009

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘 (単体)

	第5期 (%) (A)	第6期 (%) (B)	増減 (%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回 ①	0.09	0.31	0.21
(イ) 貸出金利回	—	—	—
(ロ) 有価証券利回	0.19	0.41	0.21
(2) 資金調達原価 ②	13.82	12.39	△1.43
(イ) 預金等利回	0.03	0.18	0.14
(ロ) 外部負債利回	0.55	0.83	0.27
(3) 総資金利鞘 ①-②	△13.73	△12.08	1.64

(注) 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	第5期 (%) (A)	第6期 (%) (B)	増減 (%) (B)-(A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	—	33.67	—
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	28.91	33.67	4.75
業務純益ベース	28.91	33.63	4.72
当期純利益ベース	15.80	17.03	1.23

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	第5期 (百万円) (A)	第6期 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
預金（末残）	196,880	275,136	78,255
預金（平残）	196,088	229,927	33,838
貸出金（末残）	—	—	—
貸出金（平残）	—	—	—

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	第5期 (百万円) (A)	第6期 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
個人	52,049	72,174	20,124
法人	129,720	115,662	△14,058
合計	181,770	187,836	6,065

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

該当ありません。

(4) 中小企業等貸出金

該当ありません。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

該当ありません。

6. 内国為替の状況（単体）

区分		第5期		第6期	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	1,097	310,875	1,548	2,155,080
	各地より受けた分	844	791,616	1,297	1,085,519
代金取立	各地へ向けた分	—	—	—	—
	各地より受けた分	—	—	—	—

7. 外国為替の状況（単体）

該当ありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	61,000	30,500
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	30,500
	その他資本剰余金	—	5
	利益準備金	—	—
	任意積立金	—	—
	次期繰越利益	6,089	—
	その他利益剰余金	—	18,756
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	△5,901
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	△5,831
	その他有価証券の評価差損（△）	△8	△11
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	67,080	68,018
繰延税金資産の控除金額（△）	—	—	
計 (A)	67,080	68,018	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	42	67
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—

	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	42	67
	うち自己資本への算入額 (B)	42	67
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	67,123	68,085
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	28,671	64,322
	オフ・バランス取引等項目	74	59
	信用リスク・アセットの額 (E)	28,746	64,381
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) ((G) / 8%)	—	115,033
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	9,202
	※計 (E) + (F) (H)	28,746	179,415
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		233.49	37.94
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		233.35	37.91

- (注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップアップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りられております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	35,201	72,865

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

これまで当社は「安全かつ効率的な決済インフラの提供を通じて、わが国の金融システムの安定と発展に貢献する」との理念のもと、お客さまや株主、社会、社員に信頼される誠実な企業となることを目指し、日々努力してまいりました。その結果、当社ATMネットワークは社会インフラとして認知されつつあり、それに伴って利用件数も増加し、収益基盤も安定してまいりました。しかし、企業として継続的な成長を実現するためには、今後もこうした信頼の確保を図るとともに、新たな事業機会を模索しつつ更に収益基盤を拡充していく必要があると認識しております。この課題に対する具体的な対応方針は以下のとおりです。

(1) ATM事業基盤の強化と深化

ATM事業においては、ネットワークとしての価値の向上、社会インフラとしての存在価値の確立を目指し、ATM事業基盤の強化と深化に注力してまいります。ATM事業運営の基盤となる設備や機器の増強や二重化を積極的に行い、取引規模の拡大に対応するとともに、業務継続態勢を整備します。さらに、世の中のニーズ等を踏まえつつ、7&iグループ以外へのATM設置やセブン-イレブン店舗へのATM複数台設置を推進することでATM台数を拡充するとともに設置密度を高めるよう努力します。

また、「いつでも、どこでも、安心して使えるみんなのATM。」という当社のキャッチフレーズを具体化するため、資金需要予測精度の向上やATM装填現金交換の効率化に努めつつ、ATMの安定稼働の維持・向上、効率的な運用体制を確立してまいります。

(2) 新規事業・サービスの確立

金融サービス事業についても一層の拡充を図り、新たな価値の提供による厚みのある収益構造の実現を図ります。具体的には、有人店舗やインターネットホームページで展開している代理取次業務を金融小売業と位置付け、お客さまのニーズ等を踏まえながら、取扱い先及び取扱商品・サービスの拡充を進め、収益化を目指します。

セブン銀行口座については、お客さまのお財布代わりにの口座としての基本的機能の拡充を図ります。普通預金に加え平成18年3月に定期預金の取扱いを、平成18年11月からはインターネットショッピング時に普通預金口座を用いて決済を行うネット決済サービスを開始しておりますが、今後も常に新しいサービスを検討してまいります。また、セキュリティの向上にも引き続き努めてまいります。

(3) 経営や事業を支えるインフラ整備

当社の継続的な成長を実現するためには、経営を支えるインフラ整備が不可欠であります。このため、当社では当社の目指す姿を実現していくための経営管理の基盤としての内部管理基本方針を定め、その有効性を絶えず検証し、改善を図っていくことにより経営の健全性を確保するよう努めてまいります。また、当社が今後も社会の一員として企業活動を行っていくためには、CSR活動が不可欠であることから、「社是」、「経営理念」及び「倫理憲章」の趣旨を踏まえつつ、当社事業の内容や規模等に相応しいCSR活動に継続的に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼすおそれがあると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社の事業その他に関するリスクは、これらのものに限られるものではなく、当社の認識していないリスクを含め、これら以外のリスクが無いという保証はありません。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において判断したものであります。

1. 事業戦略上のリスク

(1) A T M事業

当社の収入源は、A T M事業に大きく依存しております（平成19年3月期経常収益に占めるA T M受入手数料の割合は96.9%）。お客さまの利便性、安心感の向上を実現するために、A T M設置台数の増加・設置密度の向上および提携金融機関の増加を推進する予定であります。A T M事業のビジネスモデルを脅かす、以下のような変化があった場合、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

① 現金に代替する決済の普及

当社の主な収益源は提携金融機関からのA T M受入手数料であります。今後、E d y、S u i c a及び7 & iグループのn a n a c o等の電子マネー並びにN T Tドコモ、K D D I、S o f t B a n k等の携帯電話各社が展開する携帯クレジット等、現金に代替し得る決済が普及し、その結果として現金の使用頻度が低下した場合は、A T M利用件数及びA T M受入手数料収入の減少により、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

② 競争激化等によるA T M受入手数料の低下

当社は、7 & iグループの一員として、同グループのセブン-イレブン及びイトーヨーカドー等の店舗内に原則として24時間365日稼働するA T Mを設置し、主に提携金融機関のお客さまに対しA T Mを通じた入金サービスを提供するというA T M事業を展開しております。従って、業務提携関係（「経営上の重要な契約等」を参照）にある多くの提携金融機関との間に競合は発生していないものと認識しております。但し、7 & iグループ以外のコンビニエンスストア等に対してA T Mを設置している会社との間では競合関係にあり、競争激化による顧客流出やA T M受入手数料の低下等により、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

なお、A T M受入手数料については、業務提携関係の中で双方にとって合理的と判断される水準を定めておりますが、競争が激化しない場合でも、将来に亘って当社が受取るA T M受入手数料水準が変わらない保証はありません。金融機関同士のA T M受入手数料の一般的な水準が引き下げられた場合、当社のA T M受入手数料水準も影響を受けるおそれがあり、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

③ A T Mネットワーク拡大の限界

当社は、平成19年3月末時点でA T Mの99.9%を7 & iグループの各店舗に展開しております。同グループ既存店舗への展開は平成19年度上期中の完了を見込んでおり、今後も当社が成長を持続するためには、グループ外へのA T M設置等により、A T M台数を増加させる必要があります。このため、既設置店舗と同程度の利用件数を見込める立地を確保することができない場合、またはA

ATM設置コストの回収が見込めない立地しか確保できない場合には、当社採算が悪化し、成長力が鈍化するおそれがあります。

④ 提携預貯金取扱い金融機関の経営状況悪化に伴う流動性リスク

当社ATMでの年間取引件数の65.8%（平成19年3月期）は、提携預貯金取扱い金融機関のお客さまによる出金取引が占めております。当社は、土日も稼働するATMを12,000台以上展開していることから、これらの金融機関の経営状況が悪化した場合、これらの金融機関の口座を保有するお客さまが当社ATMに殺到し、出金取引が集中するおそれがあります。その結果、当社流動性が脅かされ、業務の継続が困難となり、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

(2) 金融サービス事業

平成18年3月より取扱いを開始した個人向け定期預金の残高は、平成19年3月末時点で14,191百万円となっておりますが、今後とも定期預金が順調に拡大する保証はありません。

また、将来的に金融サービス事業の拡大のために、現在取扱っていない他の金融サービスの提供を開始する可能性があります。現時点で具体的な検討を行っておらず、不確実な要素も多いことから、全てが成功する保証はありません。

なお、現在のところ、当社は子会社等を保有しておりませんが、将来的に新規事業を展開する場合には、子会社を設立したり、他社との資本提携を行うことにより事業を展開する可能性があります。そうした中で、仮に、当社を頂点とする企業グループとして事業を展開することになった場合には、単独会社としての事業経験しかない当社がグループ経営に失敗する可能性もあり、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

2. リスク管理体制の限界

当社は、取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスクの基本方針及びリスク管理組織・体制を定め、経営に係る各種リスクを認識し、適切に管理することとしております。また、リスクに関する経営会議の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置し、全社的なリスク管理統括部署としてリスク統括室を設置するとともに各種リスクの管理統括部署を設置し、当社リスクの適切な管理を実践することとしております。

以上のように、当社は、リスク管理の観点から必要十分な体制を構築しておりますが、様々なリスクの全てに対応できる保証はなく、リスクに対する十分な対応ができない場合には、当社の業績及び財政状態が悪影響を受けるおそれがあります。

3. システム障害

当社では、システムリスクに対する基本的な考え方を「システムリスク管理規程」として定め、規程に基づいたシステムの開発・運用を行うことにより、効率的な開発・品質向上の徹底及び安全な運用が実施できるよう努めております。最新のITを最大限活用したシステム構成を採用し、更に、ネットワーク・ハード機器の二重化、多重化及び災害・障害時に備えたATMのバックアップセンターでの稼働切替等の対策を実施しております。ファイル・プログラム等のライブラリは、重要度に応じてバックアップを行い、不測の事態に備え隔地保管を実施しております。また、情報管理に関しても、ファイアウォールによる当社システムへの侵入防止、24時間365日のアクセス監視、お客さまとの暗号化通信、ウイルスチェックプログラムの導入等、細心の注意をもって対応しております。加えて、お客さまに安心して当社のサービスをご利用していただけるように、障害・災害等の不測の事態に備え、コンティンジ

エンシープランを予め策定し、定期的に訓練を実施する等の体制を整えております。

この結果、現在まで、大規模なシステムトラブル等は発生しておらず、広範囲または長時間に亘り金融サービスが停止したことはありませんが、自然災害、停電、コンピュータウイルス等の事故あるいは人為的なミスによりシステムが損害を受け機能しなくなる危険性を完全に排除することはできず、その場合には、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

4. 外部委託先との関係悪化等

当社は、各種システムの開発・運用のほか、ATMの運営・管理・保守、ATMコールセンター業務等の重要な業務を外部委託しております。さらに、当社預金口座開設に係る業務のうち、キャッシュカード発行郵送業務等も外部委託しております。従って、これらの外部委託先がサービスの提供を停止した場合、もしくは当社が委託手数料の増額要求を受容せざるを得ない場合などには、適切な代替業者が適時に見つかる保証はなく、当社のATMサービスや金融サービスの提供が困難となるおそれがあり、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

5. 不正取引の増加

当社は、ATMを中心とした非対面取引を基本とした銀行として、その特殊性を認識し、事務リスクの管理体制を構築しております。取引開始時の本人確認を厳正に行うとともに、架空名義口座防止のチェックには独自のシステムで対応しております。さらに、疑わしい取引の抽出等のマネーロンダリング防止にも注力しておりますが、不正取引のための口座開設ないし利用を完全に防ぐことができる保証はありません。仮に、多くの不正取引に当社口座が使用された場合には、お客さまからの風評等により当社評判が毀損され、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

6. 有能な人材の確保

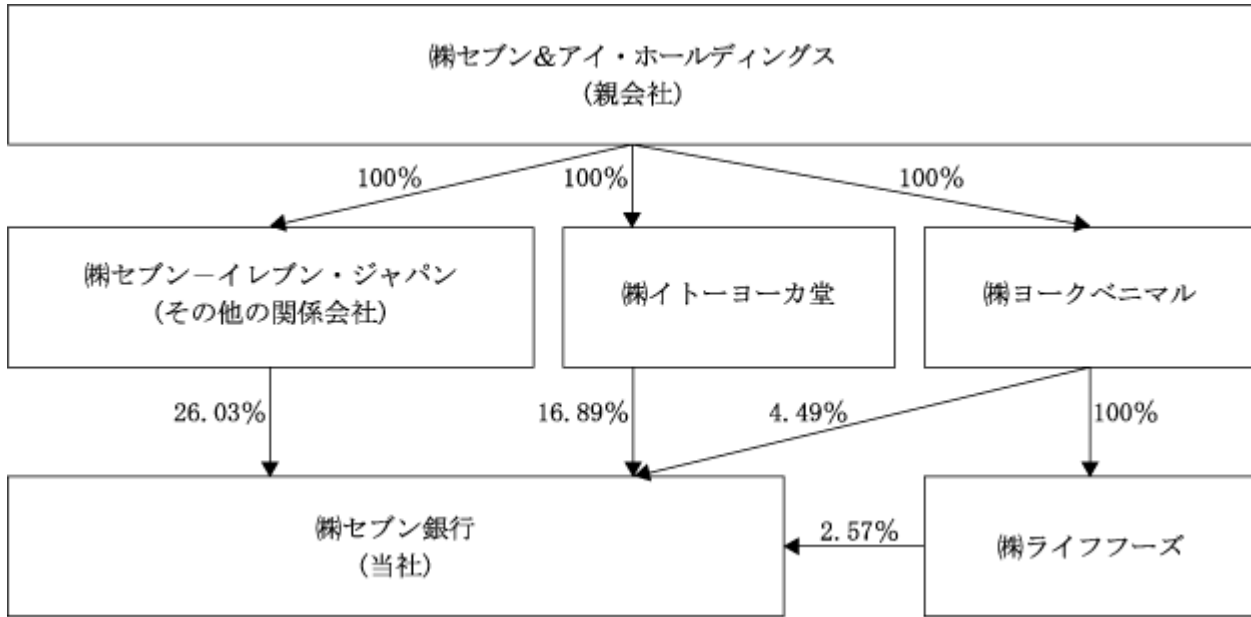
当社では、ATM事業の継続的な拡大に加え、新たな業務分野開拓のために、優秀で専門性の高い人材や経験豊富で熟練した人材を確保することが、事業戦略上必要であると考えております。

当社は、人材採用に関して、他の銀行や証券会社等金融機関のみならず、ネット系企業やシステム関連企業と競合関係にあるために、有能な人材を継続的に採用し定着を図ることができない場合には、当社の経営成績や今後の事業展開に大きく影響を及ぼすおそれがあります。

7. 7&iグループとの関係

平成19年3月末現在、当社の株式の49.98%（議決権ベース）を親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングス（純粋持株会社）が間接保有しております。また、当社は、7&iグループ各社の店舗にATMを設置することでATM事業を展開しております。

当社は、上記の通り、7&iグループと密接な関係のもと、事業を展開していることから、以下のリスクを認識しております。



(1) 契約関係及び取引関係

当社は、7 & i グループ各社と以下の契約を締結し、各社に手数料や機械賃借料等を支払っておりますが、手数料条件が将来に亘って不変である保証はなく、条件の大幅な変動により当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

① その他の関係会社との取引

当社は「その他の関係会社」である株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの間で事務委任契約（「経営上の重要な契約等」を参照）を締結し、セブン-イレブン各店舗にATMを設置しております。また、当該契約に基づき同社に対してATM設置支払手数料を、平成19年3月期において、6,024百万円支払っております。

② その他の7 & i グループ各社との取引

当社は株式会社セブン&アイ・ホールディングスの子会社である株式会社イトーヨーカ堂との間で事務委託契約（「経営上の重要な契約等」を参照）を締結し、イトーヨーカドー各店舗にATMを設置しております。また、当該契約に基づき同社に対してATM設置支払手数料を、平成19年3月期において113百万円支払っております。

株式会社セブン-イレブン・ジャパンの子会社である株式会社S Eキャピタルとの間では、A T M機器リース契約を締結しており、機械賃借料として平成19年3月期において6,200百万円及びリース契約解除金1,286百万円を支払っております。

(2) 7 & i グループに対するA T M設置の依存度について

当社の平成19年3月末時点のA T M設置台数（かっこ内は設置箇所）は、セブン-イレブン店舗内11,760台（11,632箇所）、イトーヨーカドー店舗内280台（177箇所）、その他40台（36箇所）となっており、7 & i グループ内で合計12,080台（11,845箇所）となっております。また、この他に当社本店等に8台（5箇所）のA T Mを設置しております。

このように、当社A T Mの99.9%はグループ店舗内に設置されており、中でもセブン-イレブンへのA T M設置台数が最も多く、全体の97.2%を占めております。従って、何らかの要因によりセブン-イレブン店舗内にA T Mを設置することが困難になった場合や7 & i グループ店舗の業績悪化により7 & i グループ来店客が減少した場合には、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

(3) 当社の独立性

上記のように、当社A T Mの殆どは、セブン-イレブンを中心とした7 & i グループ店舗内に設置されておりますが、これは当社が自らの事業戦略に沿って主体的に決定したものであります。A T Mの設置にあたり、「当該地域における現金準備」、「いざというときの顧客対応」の観点で、地元金融機関との提携を前提とし、セブン-イレブンの店舗があるにもかかわらず展開に時間をかけた地域があるのはこのためです。なお、金融機関との提携については、当社独自の戦略に基づき、当社が単独で交渉を行っております。

特定の地域を選定し、展開を開始した場合、現在は、原則として、当該地域にあるセブン-イレブンの全店舗にA T Mを設置しておりますが、これは過去において当社とセブン-イレブンとの間で折衝を重ね、店舗展開地域全店へのA T M設置という合意に達した結果であり、当社の主体的な努力なしにはなしえなかったものであります。また、セブン-イレブンの店舗オーナーさまの負担軽減のために売上金入金サービスの提供を積極的に行っているほか、店舗においてお客さまとのコミュニケーションツールとしてご活用頂くためのフリーペーパー形式の絵本を発行するなど、店舗オーナーの皆さまに、A T M設置のメリットを実感して頂き、当社に対する親近感を醸成して頂くため、継続的な努力を行っております。

当社は、7 & i グループ店舗に来店されるお客さまに対する利便性提供及びA T M設置によるグループ店舗の集客力向上を主な目的としてA T Mを設置しております。従って、今後も当面の間、7 & i グループと競合関係にある他のコンビニエンスストア等にA T Mを設置する計画はありません。但し、競合関係にない場所への設置についてはグループ外であっても採算性等を考慮しつつ、前向きに取り組んでまいります。また、単にA T Mを設置するだけでなく、運営管理までも含めたA T M運営の一括受託についても積極的に取り組んでまいります。

当社は、7 & i グループと非常に密接な協力関係にありますが、上記のように当社の事業戦略、人事政策及び資本政策等につきましては、全て当社が独立して主体的に検討の上、決定しております。但し、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及びその関連会社は、今後も当面の間、大株主であり続けるものと思われ、当社の方針決定に影響を与えないという保証はありません。

(4) 人的関係

当社には、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及びその関連会社からの出向者6名（平成19年3月末現在）が在籍し、主に7&iグループ各社との連絡調整業務等に従事しております。但し、当社の経営会議メンバーである執行役員には、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及びその関連会社からの出向者及び転籍者のいずれもおりません。なお、当社からは、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及びその関連会社に2名（平成19年3月末現在）が出向しております。

8. 訴訟

現在までのところ、重大な訴訟は発生しておりません。また、主に予防法務に重点を置き、弁護士等の専門家等と連携を保ちながら、リスクの極小化に努めております。しかしながら、将来的には法令違反や不完全な契約締結といった法律上の問題を原因として、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす訴訟や係争が発生しない保証はありません。

9. 風評等

当社では、「レピュテーションリスク管理規程」を定め、当該規程において、認識すべきレピュテーションリスクの範囲を以下のとおり定めております。

- ① インターネットや電子メールによる顧客や市場における当社に関する風評、風説（以下、「風評等」）
- ② マスコミの誤報若しくは恣意的な報道等によって発生する当社に関する風評等
- ③ システム障害、顧客情報漏洩、事務ミス等の当社にて発生した事故若しくは経営の根幹に関わる問題等についての当社の不適切な外部対応に起因する外部からのネガティブな評価
- ④ ATM提携金融機関、外部委託先及びその他の取引先等に関する風評等

これらのレピュテーションリスクに対し、当社に損害をもたらし得る風評等を発生させないように留意しリスク発生時には適切に対処すること、及び当社において事故若しくは経営の根幹に関わる問題等が発生した場合には適切な外部対応を実施することで当社の損害の発生を最小限にとどめることができるよう体制を整備しております。しかし、当社は、提携先、外部委託先も多く、必ずしも当社に責めがない場合においても様々なトラブルに巻き込まれる可能性があり、その結果として多額の損害賠償訴訟を提起されるおそれがあります。

また、当社では、反社会的勢力等との関係が疑われる者との取引を排除するため厳格な体制を構築しておりますが、完全にこれを排除することは難しく、特定の顧客等に起因する風評等により、当社の社会的評価、業績、財政状態に悪影響が及ぶおそれがあります。

10. 我国の金融政策、法律改正等の変更等の影響について

(1) 金融政策変更の影響

当社では、預金のほか外部借入や社債等により資金調達を行っております。これらの金利は全て市場金利の動向に影響を受けるものであります。当社では、金利変動の影響を極小化するため長期固定での調達を進める等、相応の対策を講じておりますが、利鞘を稼ぐための主体的な資金運用を行っておらず、調達資金の多くがATM装填用現金としてATM内に装填されていることから、大幅な金利変動により予期せぬ資金調達コストの上昇が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

(2) 法律改正等の影響について

当社は現行の法令・規則等に従い業務を遂行しておりますが、将来の法令改正等の内容及びその影

響を予測し、コントロールすることは困難であり、将来に亘り当社の事業計画を想定どおり遂行できる保証はありません。

また、偽造・盗難カードやネット犯罪の被害が増大する中で、平成18年2月に「偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預金者の保護等に関する法律（いわゆる「預金者保護法」）」が施行され、これらの金融犯罪に迅速・適切に対応し、一層のセキュリティ強化を図ることが社会的な要請となっております。当社はこのような要請に十分に対応していく方針ではありますが、何らかの事情でこの要請に応えられない場合には風評等により、社会的評価、業績及び財政状態に悪影響を受けるおそれがあります。

(3) 監督官庁の規制等

当社は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業を営むことについての免許（免許書番号金監第1812号）の交付を受け、預金、為替業務をはじめとした種々の業務を営んでおります。但し、銀行法第4条第4項の規定（注）に基づき当社の免許には一定の条件が付されており、今後、貸付等の新たな業務を行う場合には、改めて、監督官庁である金融庁長官の承認が必要となります。従って、承認申請の進捗状況によっては、当社の事業計画どおりに新規事業を展開できないおそれがあり、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

銀行免許には、有効期限その他の期限は定められておりません。但し、銀行業については、銀行法第26条及び同27条において、業務の停止等及び免許の取消等の要件が定められており、当該条文に該当した場合、業務の停止及び免許の取消を命じられるおそれがあります。

現時点で、当社はこれらの事由に該当する事実はないと認識しておりますが、将来、何らかの事由により業務の停止及び免許の取消等があった場合には、当社の事業活動に支障をきたすとともに当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

(注) 銀行法第4条第4項：内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(4) 自己資本比率の悪化

当社は国内業務のみを営む銀行として、銀行法に基づく告示に従い4%の自己資本比率を維持することが求められています。平成19年3月末時点の当社の自己資本比率は37.94%であり、すぐにこの基準に抵触するおそれはありませんが、保有有価証券の価値下落等により現在の自己資本比率が悪化するおそれがあります。

(5) 個人情報漏洩

当社は、銀行業務を行うに際して、多数の個人情報ははじめとするお客さまの情報を取得し、利用しております。当社は個人情報保護法に定められる個人情報取扱事業者として当該法令に基づき個人情報の利用目的の公表又は通知、個人データの安全管理、本人からの保有個人データの開示請求、個人情報の苦情処理等の対応を行うなど、お客さまの情報管理には十分留意し、その旨を個人情報管理規程に定め社内に周知徹底させております。さらに外部委託先に対しても個人情報の取扱に関する覚書を締結し、厳格な管理を徹底させておりますが、大規模な情報漏洩等によりお客さま等に甚大な被害を及ぼすような事態となった場合には、監督官庁からの命令、罰則等の適用を受けるほか、当社への損害賠償請求や風評等により、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

11. 格付け変更

現在、当社は、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスより長期カウンターパーティ格付け「A+」、短期カウンターパーティ格付け「A-1」、アウトルック「ポジティブ」及び銀行基礎信用力格付け「B」を得ているほか、株式会社格付投資情報センターより、発行体格付「AA」、アウトルック「安定的」を得ておりますが、この格付けが将来に亘って維持できる保証はなく、引下げがあった場合には資金調達コストが増加するおそれがあります。

12. リース取引及び今後のリース取引に係る方針

当社では、リース物件の所有権が借主である当社に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた方法により会計処理しております。

当社は、平成17年7月より既存ATMを新たに開発した新世代ATMに順次更新しております。既存ATMは期間5年のリース契約で調達しておりましたが、リース期間満了を待たずに更新を行っていることから、残リース期間分のリース料をリース解約違約金として支払っており、平成19年度に実施する更新分に伴うリース解約違約金についても合理的に見積もれる金額を引当金として計上しております。しかし、予期せぬ外的要因により、更新が計画通りに進捗せず、発生する費用及び引当金の変動するおそれがあります。

また、新世代ATMについては平成18年3月からリースではなく資産として購入しており、今後ともこれを継続する方針であります。リース期間（5年）に亘って均等に発生するリース料に比して、5年の償却期間に亘って定率法で償却する場合は、初期の段階において従来よりも費用が増加する一方で、終期においては費用が減少する傾向が想定されます。資金面では、リースと異なり一時に多額の資金を必要とすること、貸借対照表上では固定資産残高が順次増加することが想定され、将来的には貸借対照表の構成に影響を与えます。また、リース会計基準の見直しが実施された場合には、当社の実施するATMの資産購入への切替え途中において、残存しているATMリース契約のオフ・バランス処理ができなくなるおそれがあり、貸借対照表の構成及び当社の損益が一時的に影響を受けるおそれがあります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 事務委任契約

会社名	契約内容	契約期間	手数料
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	同社の主宰するセブン-イレブンコンビニエンスストアに対する当社のATM設置及び管理業務に係る事務委任契約	契約締結日より5年間とし、期間満了日の6ヶ月前までに双方の書面による契約終了の意思表示のない限り、自動的に更に5年間更新されることになっており、現在自動更新期間中です。	ATM設置手数料のうち、固定手数料として、ATM1台につき月額一定額を支払うことに加え従量手数料として金融取引1件につき一定額を支払っております。

(2) 事務委託契約

会社名	契約内容	契約期間	手数料
株式会社イトーヨーカ堂	同社の店舗等に対する当社のATM設置及び管理業務に係る事務委託契約	契約締結日より1年間とし、期間満了日の2ヶ月前までに双方いずれからも更新拒絶の意思表示のない限り、自動的に更に1年間更新されることになっており、現在自動更新期間中です。	ATM設置手数料のうち、固定手数料として、ATM1台につき月額一定額を支払うことに加え従量手数料として金融取引1件につき一定額を支払っております。

(3) 機械賃借契約

会社名	契約内容	契約期間	リース料
株式会社SEキャピタル	ATM機器リース契約	ATM設置の都度、引渡日を始期とする60ヶ月（5年間）	ATM設置の都度協議の上、リース料を決定しております。

(4) 業務提携契約

当社は「現金自動預入支払機に関する契約書」を金融機関と締結し業務提携を行っております。当該契約により業務提携先の金融機関は、キャッシュカード等を貸与したお客さまに、当社ATMを介した代受^(注1)、代払^(注2)及び残高照会^(注3)等のサービスを提供しております。

当社はATMの利用及び本サービスの対価（残高照会を除く）として、提携先金融機関よりATM受入手数料を受領しております。当社損益計算書上、当該ATM受入手数料は経常収益中の役務取引等収益に計上（平成17年3月期以前は「その他の役務収益」として計上）されており、当社の主要な収益源となっております。なお、提携先金融機関のうち、当社が各地域で現金準備等を依頼している提携先は、ATM支払手数料を支払っております。

(注1)代受：提携先の顧客によるATMを介した入金取引に対する提携先の許可により、当社が提携先に代理して当該顧客よりその現金を受領し、当社の現金として保管すること。

(注2)代払：提携先の顧客によるATMを介した出金取引に対する提携先の許可により、当社が提携先に代理して当社の所有する現金にて当該顧客に対し支払いを行うこと。

(注3)残高照会：提携先の顧客によるATM操作に基づく当該顧客の預金残高に関する情報の照会に対し、その結果を当社が提携先に代理してATMを介して当該顧客に表示すること。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

1. 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成に当たっては、「第5 経理の状況」中、「(1) 財務諸表」の「重要な会計方針」に則り見積り及び判断を行っております。

2. 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度は、A T M受入手数料等の増加により役務取引等収益が前事業年度比9,256百万円増加したことを主因に、業務粗利益が7,671百万円増加し66,617百万円となりました。この業務粗利益に、営業経費等を加減算した経常利益は、同5,612百万円増益の25,021百万円となりました。また、経常利益に特別損益及び法人税等を加減算した当期純利益は、同2,076百万円増益の12,667百万円となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	58,946	66,617	7,671
資金運用収支	△556	△1,112	△556
役務取引等収支	59,127	68,384	9,256
その他業務収支	375	△653	△1,029
営業経費	39,565	41,574	2,009
一般貸倒引当金繰入額	—	24	24
臨時損益	28	3	△24
経常利益	19,409	25,021	5,612
特別損益	△2,807	△4,012	△1,204
税引前当期純利益	16,601	21,009	4,407
法人税、住民税及び事業税	3,870	9,564	5,694
法人税等調整額	2,141	△1,223	△3,364
当期純利益	10,590	12,667	2,076

(注) 業務粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

(1) 資金運用収支

有価証券利息配当金が増加した一方で、金利の上昇に伴う預金利息の増加及び社債の新規発行による社債利息の増加を主因として、前事業年度比556百万円減少して△1,112百万円となりました。

(2) 役務取引等収支

A T M期間総利用件数は、前事業年度比76百万件増加し418百万件となりました。この件数の増加に伴い、A T M関連業務の手数料収入が増加したことを主因として、同9,256百万円増加して68,384百万円となりました。

(3) その他業務収支

社債発行費や金融派生商品費用等の増加により、前事業年度比1,029百万円減少して△653百万円

となりました。

(4) 営業経費

営業経費については、厳格なコスト・コントロールを行う一方、A T M事業に対する積極的な投資により物件費が増加したことから、前事業年度比2,009百万円増加して41,574百万円となりました。

(5) 特別損益

主として新世代A T Mの入替えに伴う損失を計上した結果、前事業年度比1,204百万円減少して△4,012百万円となりました。

3. 当事業年度の財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は発生しておりませんので、リスク管理債権の残高はありません。

(参考) 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前事業年度末比37,663百万円増加して72,865百万円となりました。債権区分毎の残高は以下の通りであります。正常債権として区分計上されている債権は貸借対照表上において未收利息及びA T M仮払金等として計上されているものであり、A T M仮払金は提携金融機関との契約に基づく各々の金融機関の顧客の払出金の事業年度末残高であります。

債権の区分	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	35,201	72,865	37,663
合計	35,201	72,865	37,663

(注) 上記は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づくものです。

(2) 有価証券

商品有価証券は保有しておりません。有価証券残高は前事業年度末比24,767百万円増加して78,338百万円となりました。有価証券のうち国債は為替決済及び日本銀行当座貸越取引の担保目的で取得したものであります。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
国債	47,568	78,194	30,625
地方債	—	—	—
社債	6,002	—	△6,002
株式	—	144	144
その他の証券	—	—	—
うち外国債券	—	—	—
外国株式	—	—	—
合計	53,571	78,338	24,767

- (注) 1. 国際業務部門の有価証券期末残高はありません。
2. 前事業年度末の社債は政府保証債であります。

(3) 繰延税金資産

リース解約損失引当金を計上した影響等により、前事業年度末比1,224百万円増加して2,145百万円となりました。

(4) 預金

預金は、流動性預金・定期性預金共に個人が増加したこと及び譲渡性預金が増加したこと等により、前事業年度末比78,255百万円増加して275,136百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
流動性預金	177,981	171,707	△6,274
うち個人預金	49,675	57,981	8,305
うち法人預金	128,305	113,726	△14,579
定期性預金	3,723	15,955	12,231
うち個人預金	2,372	14,191	11,818
うち法人預金	1,351	1,764	413
その他の預金	65	173	108
譲渡性預金	15,110	87,300	72,190
合計	196,880	275,136	78,255

- (注) 1. 国際業務部門の預金期末残高はありません。
2. 流動性預金＝普通預金
3. 定期性預金＝定期預金

(5) 純資産の部

前事業年度末の「資本の部」と比較し6,769百万円増加して73,849百万円となりました。

資本金を資本準備金に振り替えた結果、資本金は30,500百万円、資本準備金は30,500百万円となりました。また、自己株式の処分を行った結果、その他資本剰余金5百万円を計上し、資本剰余金は30,505百万円となりました。

利益剰余金は、当期純利益12,667百万円の計上により18,756百万円となりました。

自己株式は、自己株式を取得したこと等により5,901百万円となりました。

- (注) 純資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(6) 自己資本比率(国内基準)

自己資本額は、前事業年度末比962百万円増加して68,085百万円となりました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が増加した一方、控除項目である自己株式及び社外流出予定額が増加したことが主な要因であります。

リスク・アセット等は同150,669百万円増加して179,415百万円となりました。これは、当事業年度末より新基準(注)に基づく算出方法を適用し、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した金額である115,033百万円を新たに計上したことが主な要因であります。

これらの結果、単体自己資本比率（国内基準）は同195.55%下降して37.94%となりました。
（注）銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年3月27日金融庁告示第19号に定められた基準

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社では、後方部門強化のため、事務センター増床及びコールセンターの増強を行っております。

A T M事業では、処理速度の速い新型A T Mへの更改を積極的に進めております。なお、A T Mの調達
は平成18年3月からリースから購入に切り替えております。

金融サービス事業では、当社預金の暗証番号変更機能等のセキュリティ強化を目的とするソフトウェア
の開発を行っております。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成19年3月31日現在

店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	その他	合計	従業員数(人)
			面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
本店	東京都千代田区	店舗	—	—	16	38	—	55	155
横浜事務センター	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	事務センター	—	—	46	15	—	61	21
大阪コールセンター	大阪府豊中市	コールセンター	—	—	100	56	—	157	19
本店出張所	千葉県千葉市他	店舗	—	—	49	19	—	68	14
A T M	東京都千代田区他	A T M	—	—	—	8,409	—	8,409	—
本店他	東京都千代田区他	ソフトウェア	—	—	—	—	10,988	10,988	—

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 建物は全て賃借であり、年間賃借料は519百万円であります。
 3. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。
 4. 現在休止中の設備はありません。
 5. 上記の他、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
本店他	東京都千代田区他	A T M	—	5,842
本店他	東京都千代田区他	勘定系システム機器	—	324

3 【設備の新設、除却等の計画】

平成19年3月末現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
ATM	東京都千代田区他	動産	ATM	15,410	—	自己資金	平成19年4月	平成20年3月
本店等	東京都千代田区他	その他	ソフトウェア	9,700	—	自己資金	平成19年4月	平成20年3月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 除却

該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月25日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	1,220,000	1,220,000	非上場・非登録	—
計	1,220,000	1,220,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成13年4月10日 (注) 1	404,100	404,100	20,205	20,205	—	—
平成13年8月30日 (注) 2	212,000	616,100	10,600	30,805	—	—
平成14年3月27日 (注) 3	603,900	1,220,000	30,195	61,000	—	—
平成18年9月1日 (注) 4	—	1,220,000	△30,500	30,500	30,500	30,500

(注) 1. 設立 発行価格50,000円 資本組入額50,000円

2. 有償第三者割当 割当先 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)、(株)三井住友銀行 他9名
発行価格50,000円、資本組入額50,000円

3. 有償第三者割当 割当先 (株)イトーヨーカ堂、(株)セブン-イレブン・ジャパン 他30名
発行価格50,000円、資本組入額50,000円

4. 減資 資本金61,000百万円の半分を減資し、資本準備金に振替えております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	27	—	22	—	—	68	117	—
所有株式数 (株)	—	321,800	—	779,000	—	—	119,200	1,220,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	26.38	—	63.85	—	—	9.77	100.00	—

(注) 1. 自己株式53,650株は、「個人その他」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	303,639	24.89
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	196,961	16.14
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	60,000	4.92
コーポレート・バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内2-3-2	55,400	4.54
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	52,400	4.30
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	30,000	2.46
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	30,000	2.46
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	30,000	2.46
株式会社ライフフーズ	福島県郡山市富久山町久保田古町48-1	30,000	2.46
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	20,000	1.64
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	20,000	1.64
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	20,000	1.64
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内1-6-5	20,000	1.64
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	20,000	1.64
株式会社日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6-5	20,000	1.64
株式会社日立製作所 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-1-39 (東京都中央区晴海1-8-12)	20,000	1.64
日本電気株式会社	東京都港区芝5-7-1	20,000	1.64
計	—	948,400	77.74

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式53,650株(4.40%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 53,650	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,166,350	1,166,350	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,220,000	—	—
総株主の議決権	—	1,166,350	—

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セブン銀行	東京都千代田区丸の内 1-6-1	53,650	—	53,650	4.40
計	—	53,650	—	53,650	4.40

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成18年6月16日)での決議状況 (取得期間 第5回定時株主総会終結の時から次期定時 株主総会まで)	54,000	5,940,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	54,000	5,940,000,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当ありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)	350	44,450,000	—	—
保有自己株式数	53,650	—	53,650	—

(注) 当社従業員持株会への売却であります。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、期末剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当が実現できるよう努力することを基本方針としており、配当性向については年間35%を目標としています。なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

創業以来初の配当となる当事業年度の配当については、当社設立時から出資いただいている株主の皆さまの支援に感謝する意味を込めて1株当たり5,000円としております。

内部留保資金の使途については、今後のA T M装填現金増加への備えと研究開発費用として投入していくこととしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月1日 取締役会決議	5,831,750千円	5,000円

4 【株価の推移】

当社株式は証券取引所に非上場かつ非登録であるため、該当ありません。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	安斎 隆	昭和16年1月17日	昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 日本銀行理事 平成10年11月 日本長期信用銀行(現新生銀行) 頭取 平成12年8月 (株)イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成17年9月 (株)セブン&アイ・ホールディング ス取締役(現任)	注4	400
取締役	リスク 統括室長	若杉 正敏	昭和21年1月19日	昭和44年4月 日本長期信用銀行(現新生銀行) 入行 平成8年6月 同行取締役人事グループ統括部 長兼人事部研修室長 平成9年10月 長銀証券(株)専務取締役 平成10年6月 長銀ウォーパング証券(現UBS証 券)マネージングダイレクタ 平成11年6月 (株)レナウン第二営業本部長 平成12年9月 (株)イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社常務取締役 平成15年3月 当社常務取締役リスク統括室長 平成18年6月 当社取締役専務執行役員リスク 統括室長 平成19年6月 当社取締役専務執行役員(現任)	注4	230
取締役	システム 部長	池田 俊明	昭和23年4月9日	昭和47年4月 三和銀行(現三菱東京UFJ銀行) 入行 平成6年5月 同行システム部副部長 平成9年5月 同行室町支店長 平成11年4月 パートナーズ投信(株)派遣 平成12年4月 三和銀行(現三菱東京UFJ銀行) リテール統括部調査役 平成13年4月 当社取締役システム部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員システ ム部長(現任)	注4	160
取締役	企画部長	二子石 謙輔	昭和27年10月6日	昭和52年4月 三和銀行(現三菱東京UFJ銀行) 入行 平成13年4月 UFJホールディングス(現三菱 UFJフィナンシャルグループ)リ テール企画部長 平成14年1月 UFJ銀行(現三菱東京UFJ銀行) 五反田法人営業部長 平成15年10月 当社入社 平成15年11月 当社業務推進部長 平成16年6月 当社取締役業務推進部長 平成18年5月 当社取締役企画部長兼業務推進 部長 平成18年6月 当社取締役執行役員企画部長兼 業務推進部長 平成18年10月 当社取締役執行役員企画部長 (現任)	注4	160

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)	—	櫻井 孝頼	昭和7年10月30日	昭和30年4月 第一生命保険相互会社入社 昭和56年7月 同社取締役財務第一部長 昭和58年4月 同社常務取締役財務企画部長 昭和61年4月 同社代表取締役副社長 昭和62年4月 同社代表取締役社長 平成9年4月 同社代表取締役会長 平成13年4月 当社取締役(現任) 平成16年7月 第一生命保険相互会社相談役 (現任)	注4	20
取締役 (非常勤)	—	佐藤 信武	昭和13年8月8日	昭和39年11月 (株)イトーヨーカ堂入社 昭和58年4月 同社常務取締役 昭和60年5月 同社専務取締役 平成5年5月 同社取締役副社長 平成13年4月 当社取締役(現任) 平成15年5月 (株)イトーヨーカ堂取締役副会長 (現任) [他の会社の代表状況] (株)ヨークベニマル代表取締役会長最高経営責任者	注4	150
取締役 (非常勤)	—	氏家 忠彦	昭和20年5月22日	昭和55年4月 (株)セブン-イレブン・ジャパン入 社 平成2年5月 同社取締役企画室総括マネー ジャー 平成7年5月 同社企画室長兼財務本部長 平成9年5月 同社常務取締役企画室長兼財務 本部長 平成13年5月 同社専務取締役企画室長兼財務 本部長 平成13年4月 当社取締役(現任) 平成17年9月 (株)セブン&アイ・ホールディング ス取締役最高財務責任者(CFO) (現任) 平成18年5月 (株)セブン-イレブン・ジャパン取 締役専務執行役員企画室長兼財 務本部長(現任) [他の会社の代表状況] (株)SEキャピタル代表取締役社長	注4	150
常勤監査役	—	田中 英夫	昭和13年2月3日	昭和35年4月 (株)静岡銀行入行 平成元年6月 同行取締役市場営業部長 平成3年6月 同行常務取締役 平成9年6月 同行専務取締役 平成11年10月 (株)イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社監査役(現任) 平成16年6月 特種製紙(株)取締役	注5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	—	日野 正晴	昭和11年1月9日	昭和36年4月 検事任官 平成9年2月 名古屋高等検察庁検事長 平成10年6月 金融監督庁長官 平成12年7月 金融庁長官 平成13年1月 退官、金融庁顧問(平成14年6月迄) 平成13年2月 弁護士登録 平成17年6月 当社監査役(現任)	注5	—
監査役 (非常勤)	—	岸本 幸子	昭和33年3月9日	昭和55年4月 ㈱トーメン入社 昭和63年9月 ㈱住信基礎研究所入所 平成11年5月 ニューヨーク・フォー・ソーシャル・リサーチ大学院(ニューヨーク)修士課程終了 平成12年1月 パブリックリソースセンター理事兼事務局長(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	注5	—
監査役 (非常勤)	—	佐藤 政行	昭和27年7月9日	昭和54年11月 ㈱セブン-イレブン・ジャパン入社 平成11年1月 同社情報システム本部営業システム部統括マネージャー 平成15年12月 同社情報システム本部長代行 平成16年5月 同社執行役員情報システム本部長(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任) 平成18年1月 ㈱セブン&アイ・ホールディングス執行役員システム企画部CVSシステムシニアオフィサー(現任)	注5	20
計						1,290

- (注) 1. 取締役櫻井 孝顕、佐藤 信武及び氏家 忠彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役はすべて会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社では、平成18年6月より執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。
現在の執行役員は、以下のとおりであります。
執行役員社長 安斎 隆
専務執行役員 若杉 正敏(リスク統括室長)
常務執行役員 池田 俊明(システム部長)
執行役員 二子石 謙輔(企画部長)
執行役員 白井 信雄(総務部長兼人事部長)
執行役員 舟竹 泰昭(業務推進部長)
4. 取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスが企業価値を高めていくための重要課題であると認識し、経営上の迅速な意思決定、業務執行における役割と責任の明確化、経営監視機能の整備、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を図っております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(1) 会社の機関の内容

当社の取締役会は、平成19年3月31日現在取締役8名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として毎月1回開催しており、会社経営に関する基本方針及び業務運営に関する重要事項の決定並びに取締役の職務の執行を監督しております。

取締役会は業務執行に係る意思決定機関として経営会議を設けております。経営会議は、原則として毎週1回開催しており、取締役会付議事項の事前協議を行い、重要な業務計画、重要な財産の取得・処分、信用供与に関する重要な事項、多額の借財・経費支出、債権管理に関する重要な事項、社員の賞罰、社員の重要な勤務条件・福利厚生に関わる事項、重要な組織の設置・変更・廃止、重要な規則・規程の制定及び改廃、その他重要な業務執行の決議を行っております。なお、当社は平成18年6月より執行役員制度を採用しており、経営会議の構成員は執行役員並びに取締役会が指名する者となっております。

当社の監査役会は、平成19年3月31日現在監査役4名（全員が社外監査役）で構成され、原則として半期に3回以上開催しており、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いまたは決議を行っております。また、監査役会は取締役社長と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備については、同法施行後最初の取締役会（平成18年5月8日開催）において整備すべき体制を以下（概要）のとおり決議し、同決議のもと整備を推進しており、年度毎にその進捗状況をレビューし見直しを行っております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス基本方針」と「遵守基準」を定める。取締役はコンプライアンスへの取組状況の概要を定期的にと取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役からの要請に応じ速やかに開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理の基本方針」を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

⑤ 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、社員の職務の執行においてコンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。「コンプライアンス基本方針」「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。

⑥ グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有するセブン&アイ・ホールディングスの一員として、グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部署の社員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できる。取締役は、監査役の求めに応じ監査業務の補助者を置く。

⑧ 監査役の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、監査役の補助者の人事異動及び人事評価につき取締役より報告を受け、必要ある場合にはその変更を取締役に申し入れることができる。

⑨ 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び社員は、監査役に対し、法定の事項に加え、重要な事項を速やかに報告する。取締役は、監査役会から監査方針・監査実施状況等の説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。

⑩ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。

(3) コンプライアンス体制の状況

当社は、法令等の社会的規範の遵守は社会から信頼をしていただく当然の前提であると考え、また、銀行としての公共的使命の高さと社会的責任の重さを十分に認識し、経営の最重要課題であるコンプライアンスの徹底のために以下のとおり取り組んでおります。

① コンプライアンス体制

当社では、各部署にコンプライアンスオフィサーを配置し、担当部署におけるコンプライアンスの徹底やトラブル案件等の相談窓口としての役割を果たさせるとともに、リスク統括室担当役員による全社に亘る統括管理の下、リスク統括室を全社の統括部署として、自己責任、自助努力、相互牽制による自浄検討機能を有する組織の確立を図っております。コンプライアンス全般についての重要事項については、経営会議の諮問機関である「コンプライアンス委員会」にて検討、評価を行う体制をとっております。

② コンプライアンス・プログラム

当社では、事業年度ごとに、コンプライアンスに関する実践計画としての「コンプライアンス・プログラム」を制定しております。当社のコンプライアンスに関する具体的な活動は、この「コンプライアンス・プログラム」により実施されております。取締役会において、各期のプログラムの進捗状況、実施状況を検証・評価し、その結果を踏まえ、翌期のプログラムを策定しております。

③ コンプライアンス・マニュアル

当社では、コンプライアンス徹底のため、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、社員全員に配付しています。この内容は、法令の改廃等必要に応じて改訂しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」の内容を徹底するため、「コンプライアンス・プログラム」に従い、部署ごとにコンプライアンス研修を行っております。

(4) 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当社は、他の業務部門から独立した取締役社長直属の内部監査部門として監査部（平成19年3月31日現在7名）を設置し、

- ① 法令（社内規程等を含む）遵守体制、法令遵守状況の検証
- ② リスク管理体制、リスク管理状況の検証
- ③ 各業務部署の内部統制体制、内部統制の適切性・有効性の検証
- ④ 上記①②③に基づく内部統制体制の評価及び問題点の発見・指摘並びに改善方法の提言

を行っております。監査結果については、取締役社長及び経営会議に報告しております。監査部は全部署に対して原則として年1回以上、一般内部監査を行っているほか、現物取扱部署については別途現物検査を実施しております。また、自己査定都度、自己査定監査を実施しているほか、全システム関連部署を対象に原則として年1回以上、システム監査を実施しております。なお、重要な外部委託業務については、別途外部委託先と合意した範囲で、外部委託先が実施する内部監査結果の精査・確認及び必要に応じた外部委託先に対する監査を実施しております。

監査役は、取締役の職務執行を監査し、業務監査及び会計監査を実施するとともに、会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。監査役会は各監査役から提出された監査報告書に基づき、事業年度に係る監査報告書を作成しております。また、監査役会と会計監査人は定期的な意見交換の場を持ち、相互の連携を図っております。

当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日付のみずぎ監査法人に名称変更）は、平成18年5月10日付で金融庁より、平成18年7月1日より同年8月31日まで2ヶ月間の業務停止処分を受けました。これにより同監査法人は当社の会計監査人としての資格を喪失し退任いたしました。

ました。

当社は、監査役会において、平成18年7月18日付であずさ監査法人を、また平成18年9月5日付でみずず監査法人を一時会計監査人としてそれぞれ選任し、共同監査体制としておりました。

なお、平成19年6月22日開催の第6回定時株主総会において、あずさ監査法人が会計監査人として選任されております。

会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

みずず監査法人

指定社員 業務執行社員 原 一浩氏

指定社員 業務執行社員 梅津 知充氏

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 井上 寅喜氏

指定社員 業務執行社員 小澤 陽一氏

なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。

当事業年度の会計監査業務に係る補助者は、以下の通りであります。

みずず監査法人

公認会計士3名、会計士補2名、その他4名

あずさ監査法人

公認会計士2名、会計士補4名、その他5名

(5) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役及び社外監査役は、当社のその他の取締役及び監査役と人的関係を有さず、当社との間に利害関係はありません。また、社外取締役及び社外監査役との資本的关系は、「5 役員 の状況」に記載のとおり の個人株主です。

社外取締役櫻井孝頼氏は第一生命保険相互会社の相談役であり、当社は同社との間でATMに係る「現金自動預入支払機に関する契約書」を締結する業務提携を行っており、ATMの利用及び本サービスの対価としてATM利用手数料を受領しております。

社外取締役佐藤信武氏は当社株式の16.14%（議決権ベース、以下同じ）を所有する株式会社イトーヨーカ堂の取締役副会長、当社株式の7.06%を所有する株式会社ヨークベニマル（注1）の代表取締役会長最高経営責任者、株式会社ロビンソン百貨店の代表取締役社長であります。当社は当該3社との間で同社の店舗等に対する当社のATM設置及び管理業務に係る事務委託契約を締結し、当該契約に基づきATM設置支払手数料を支払っております。なお、当該3社は株式会社セブン&アイ・ホールディングスの子会社であります。

社外取締役氏家忠彦氏は当社株式の26.03%を所有する株式会社セブン-イレブン・ジャパンの取締役及び株式会社SEキャピタルの代表取締役社長であり、当社は株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの間で同社の主宰するセブン-イレブンコンビニエンスストアに対する当社のATM設置及び管理業務に係る事務委任契約を締結し、当該契約に基づきATM設置支払手数料を支払っております。また、株式会社SEキャピタルには、当社の運営するATMについてリース契約に基づくリース料を支払っております。なお、当該2社は株式会社セブン&アイ・ホールディングスの子会社であります。

注1 株式会社ヨークベニマルが直接保有する当社株式（4.49%）と同社の100%子会社である株式会社ライフフーズを通じて間接保有する当社株式（2.57%）の合計

(6) 社外取締役、社外監査役との責任限定契約内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(7) 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨、定款に定めております。

(8) 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、将来の資本政策等の機動性を確保するために取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(11) 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、将来の資本政策等の機動性確保を目的に、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨、定款に定めております。

(12) 役員報酬の内容

第6期事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	役員報酬	株主総会決議の限度額	役員賞与
取締役	132	200	—
監査役	26	70	—

※ 取締役の報酬のうち、社外取締役への報酬額は14百万円であります。

※ 監査役の報酬のうち、社外監査役への報酬額は26百万円であります。

(13) 監査報酬の内容

第6期事業年度における当社の会計監査人であるみすず監査法人及びあずさ監査法人に対する報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

名称	みすず監査法人	あずさ監査法人
----	---------	---------

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額	20	20
上記以外の報酬	5	—

第5 【経理の状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は、株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前事業年度との対比は行っておりません。

3. 前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、みずぎ監査法人の監査証明を受け、当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、みずぎ監査法人及びあずさ監査法人の監査証明を受けております。

なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日に名称を変更し、みずぎ監査法人となりました。

また、前事業年度に係る監査報告書は、平成18年11月6日に提出した有価証券届出書に添付されたものによっております。

4. 当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		253,117	70.05	254,757	47.82
現金		222,528		242,556	
預け金		30,589		12,200	
コールローン		—	—	94,500	17.74
有価証券	※2	53,571	14.82	78,338	14.70
国債		47,568		78,194	
政府保証債		6,002		—	
株式		—		144	
その他資産		52,846	14.63	80,384	15.09
前払費用		206		263	
前払年金費用		68		84	
未収収益		5,706		6,562	
金融派生商品		121		24	
ATM仮払金		35,127		72,783	
ソフトウェア		10,295		—	
ソフトウェア仮勘定		858		—	
その他の資産		461		666	
動産不動産	※1	928	0.26	—	—
土地建物動産		579		—	—
保証金権利金		349		—	—
有形固定資産	※1	—	—	9,024	1.69
建物		—	—	237	
建設仮勘定		—	—	133	
その他の有形固定資産		—	—	8,653	
無形固定資産		—	—	13,677	2.57
ソフトウェア		—	—	10,988	
ソフトウェア仮勘定		—	—	2,671	
その他の無形固定資産		—	—	17	
繰延税金資産		920	0.25	2,145	0.40
貸倒引当金		△45	△0.01	△70	△0.01
資産の部合計		361,338	100.00	532,757	100.00

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※4	181,770	50.30	187,836	35.26
普通預金		177,981		171,707	
定期預金		3,723		15,955	
その他の預金		65		173	
譲渡性預金	※4	15,110	4.17	87,300	16.39
借入金		65,000	17.99	65,000	12.20
社債		15,000	4.15	75,000	14.08
その他負債		17,100	4.73	40,941	7.68
未払法人税等		4,006		7,799	
未払費用		3,125		3,412	
前受収益		26		32	
ATM仮受金		8,833		19,155	
取引約定未払金		—		8,238	
その他の負債		1,108		2,303	
賞与引当金		148	0.04	199	0.04
役員退職慰労引当金		128	0.03	231	0.04
リース解約損失引当金		—		2,310	0.43
事業所移転損失引当金		—		87	0.02
負債の部合計		294,257	81.44	458,907	86.14
(資本の部)					
資本金	※3	61,000	16.88	—	—
利益剰余金		6,089	1.68	—	—
当期末処分利益		6,089		—	—
その他有価証券評価差額金		△8	△0.00	—	—
資本の部合計		67,080	18.56	—	—
負債及び資本の部合計		361,338	100.00	—	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		—	—	30,500	
資本剰余金		—	—	30,505	
資本準備金		—	—	30,500	
その他資本剰余金		—	—	5	
利益剰余金		—	—	18,756	
その他利益剰余金		—	—	18,756	
繰越利益剰余金		—	—	18,756	
自己株式		—	—	△5,901	
株主資本合計		—	—	73,861	13.86
その他有価証券評価差額金		—	—	△11	
評価・換算差額等合計		—	—	△11	△0.00
純資産の部合計		—	—	73,849	13.86
負債及び純資産の部合計		—	—	532,757	100.00

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		64,612	100.00	75,427	100.00
資金運用収益		78		422	
有価証券利息配当金		78		284	
コールローン利息		—		116	
預け金利息		0		20	
役務取引等収益		63,973		74,875	
受入為替手数料		293		365	
ATM受入手数料		61,957		73,124	
その他の役務収益		1,722		1,385	
その他業務収益		444		—	
金融派生商品収益		444		—	
その他経常収益		116		129	
その他の経常収益		116		129	
経常費用		45,203	69.96	50,405	66.83
資金調達費用		634		1,534	
預金利息		45		224	
譲渡性預金利息		16		192	
コールマネー利息		2		28	
借入金利息		438		661	
社債利息		132		427	
役務取引等費用		4,845		6,491	
支払為替手数料		108		155	
ATM設置支払手数料		4,556		6,150	
ATM支払手数料		134		158	
その他の役務費用		47		26	
その他業務費用		68		653	
国債等債券償還損		68		105	
社債発行費償却		—		246	
金融派生商品費用		—		301	
営業経費		39,565		41,574	
その他経常費用		88		151	
貸倒引当金繰入額		—		25	
その他の経常費用		88		126	
経常利益		19,409	30.04	25,021	33.17

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益	※1	15	0.02	—	—
貸倒引当金戻入益		15		—	
特別損失		2,823	4.37	4,012	5.32
動産不動産処分損		47		—	—
ソフトウェア処分損		1,702		—	—
固定資産処分損		—	—	77	
リース解約損失		—		1,396	
リース解約損失引当金繰入額		—		2,310	
その他の特別損失		1,072		228	
税引前当期純利益		16,601	25.69	21,009	27.85
法人税、住民税及び事業税		3,870	5.99	9,564	12.68
法人税等調整額		2,141	3.31	△1,223	△1.62
当期純利益		10,590	16.39	12,667	16.79
前期繰越損失		4,501		—	
当期未処分利益		6,089		—	

③ 【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

(利益処分計算書)

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月16日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
当期末処分利益		6,089
利益処分数額		—
次期繰越利益		6,089

(株主資本等変動計算書)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	61,000	—	—	—	6,089	—	67,089
事業年度中の変動額							
資本金から資本準備金への振替	△30,500	30,500		30,500			—
当期純利益				—	12,667		12,667
自己株式の取得				—		△5,940	△5,940
自己株式の処分			5	5		38	44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—			—
事業年度中の変動額合計(百万円)	△30,500	30,500	5	30,505	12,667	△5,901	6,772
平成19年3月31日残高(百万円)	30,500	30,500	5	30,505	18,756	△5,901	73,861

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△8	△8	67,080
事業年度中の変動額			
資本金から資本準備金への振替		—	—
当期純利益		—	12,667
自己株式の取得		—	△5,940
自己株式の処分		—	44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2	△2	△2
事業年度中の変動額合計(百万円)	△2	△2	6,769
平成19年3月31日残高(百万円)	△11	△11	73,849

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		16,601	21,009
減価償却費		4,311	5,412
貸倒引当金の純増減(△)		△15	25
リース解約損失引当金の純増減(△)		—	2,310
事業所移転損失引当金の純増減(△)		—	87
資金運用収益		△78	△422
資金調達費用		634	1,534
有価証券関係損益(△)		68	105
動産不動産処分損益(△)		47	—
固定資産処分損益(△)		—	77
預金の純増減(△)		56,993	6,065
譲渡性預金の純増減(△)		△49,890	72,190
借入金の純増減(△)		25,000	—
コールローン等の純増(△)減		—	△94,500
普通社債の発行・償還による純増減(△)		—	60,000
ATM未決済資金の純増(△)減		△5,587	△27,332
資金運用による収入		292	418
資金調達による支出		△561	△1,144
その他		△594	△302
小計		47,223	45,535
法人税等の支払額		△10	△5,784
営業活動によるキャッシュ・フロー		47,212	39,750
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△123,394	△162,178
有価証券の償還による収入		95,500	145,500
動産不動産の取得による支出		△214	—
ソフトウェアの取得による支出		△6,784	—
有形固定資産の取得による支出		—	△10,178
無形固定資産の取得による支出		—	△5,358
投資活動によるキャッシュ・フロー		△34,892	△32,215
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
自己株式の取得による支出		—	△5,940
自己株式の処分による収入		—	44
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	△5,895
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額		12,319	1,640
VI 現金及び現金同等物の期首残高		240,797	253,117
VII 現金及び現金同等物の期末残高		253,117	254,757

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。</p> <p>なお、評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>								
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>同左</p>								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="496 860 868 927"> <tr> <td>建 物</td> <td>6年～18年</td> </tr> <tr> <td>動 産</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	建 物	6年～18年	動 産	3年～20年	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="948 860 1319 927"> <tr> <td>建 物</td> <td>6年～18年</td> </tr> <tr> <td>動 産</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	建 物	6年～18年	動 産	2年～20年
建 物	6年～18年									
動 産	3年～20年									
建 物	6年～18年									
動 産	2年～20年									
4. 繰延資産の処理方法	<p>—————</p>	<p>社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>								
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、そ</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、そ</p>								

<p>の査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した検査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p>	<p>の査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p>
<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>
<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ当該事業年度から損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p>
<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を引当計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>
<p>—————</p>	<p>(5) リース解約損失引当金 新世代ATMへの入替えのため、従来のATMをリース契約期間終了前に解約することにより将来発生する損失に備えて、新世代ATM入替契約等に基づいて合理的に見積もった額を「リース解約損失引当金」として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、ATMのリース解約を起因とする損失は、リース契約の解約時に計上しておりましたが、これまでの入替実績に基づき、合理的な入替計画を策定するための手法が整備されたことを契機に、期間損益計算の一層の適正化及び財務内容の健全化を図ることを目的として、当事業年度から新世代ATM入替計画等に基づいて合理的に見積もった額をリース解約損失引当金として計上する方法</p>

		<p>に変更いたしました。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益に影響はなく、税引前当期純利益は2,310百万円減少しており、当期純利益は1,370百万円減少しております。</p>
	—————	<p>(6)事業所移転損失引当金</p> <p>事業所の移転に伴い将来発生する損失に備えて、原状回復費用及びその他移転関連費用等を合理的に見積もった額を「事業所移転損失引当金」として計上しております。</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同左
7. ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
8. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	同左
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>	同左

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当事業年度から適用しておりますが、これによる税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は73,849百万円であります。 なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。 (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以降に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用しております。これによる財務諸表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表関係) 「ATM仮払金」35,127百万円及び「ATM仮受金」8,833百万円は、従来、「仮払金」及び「仮受金」に含めて表示しておりましたが、創業期を経て事業が本格化したことから、当事業年度より区分掲記することに変更しております。この変更により、上記以外の仮払金及び仮受金がそれぞれ「その他の資産」及び「その他の負債」に含まれることとなったため、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、「その他の資産」は51百万円増加し、「その他の負債」は20百万円増加しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(貸借対照表関係)</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>①「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>②「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>(3)「その他資産」に内訳表示していた「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」は、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」として表示しております。</p> <p>(キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」、「ソフトウェアの取得による支出」は、それぞれ「有形固定資産の取得による支出」、「無形固定資産の取得による支出」等として表示しております。</p> <p>(貸借対照表関係)</p> <p>有価証券等の取引に際して、取引の約定時点を基準として貸借対照表上での認識を行うことに伴う未受渡し金相当額につきましては、従来「その他の負債」に含めて表示しておりましたが、重要性が増加したため、当事業年度より「取引約定未払金」として区分掲記しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>※1. 動産不動産の減価償却累計額 401百万円</p> <p>※2. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券53,571百万円を差し入れております。</p> <p>※3. 会社が発行する株式の総数 普通株式 1,616千株 発行済株式総数 普通株式 1,220千株</p> <p>※4. 関係会社項目 関係会社に対する負債には次のものがあります。 普通預金 89,478百万円 譲渡性預金 10,000百万円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,456百万円</p> <p>※2. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券69,956百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は522百万円であります。</p> <p>※3. 関係会社項目 関係会社に対する負債には次のものがあります。 普通預金 75,380百万円 譲渡性預金 50,000百万円</p> <p>5. 貸出コミットメント契約の締結 取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 30,000百万円 借入実行残高 — 差引額 30,000百万円</p> <p>6. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上する必要があります。 当事業年度においては、剰余金の配当を実施しておりませんので、当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上額はありません。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1. 「その他の特別損失」は、商号変更に伴う支出633百万円、リース契約等の解約に伴う支出251百万円、銀行業務の支援契約解約に伴う追加支出187百万円であります。</p>	<p>※1. 「その他の特別損失」は、翌事業年度の事業所移転により耐用年数を見直した固定資産の臨時償却費140百万円及び事業所移転損失引当金繰入額87百万円であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

I 当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	
自己株式					
普通株式	—	54	0	53	(注)
合計	—	54	0	53	

(注) 自己株式の増加54千株は、平成18年6月16日付定時株主総会決議に基づく買受けによる増加、減少0千株は、平成18年12月1日付取締役会決議に基づく処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

該当ありません

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月1日 取締役会	普通株式	5,831	利益剰余金	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

4. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成18年3月 31日残高	当事業年度中の 変動額	平成19年3月 31日残高
繰越利益剰余金	6,089百万円	12,667百万円	18,756百万円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年3月31日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定	現金預け金勘定
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
253,117	254,757
253,117	254,757

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額
動産 34,923百万円	動産 24,368百万円
その他 374百万円	その他 475百万円
合計 35,298百万円	合計 24,843百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 17,111百万円	動産 13,442百万円
その他 90百万円	その他 172百万円
合計 17,201百万円	合計 13,615百万円
期末残高相当額	期末残高相当額
動産 17,811百万円	動産 10,926百万円
その他 284百万円	その他 302百万円
合計 18,096百万円	合計 11,228百万円
・未経過リース料期末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額
1年内 6,338百万円	1年内 4,499百万円
1年超 11,895百万円	1年超 6,873百万円
合計 18,233百万円	合計 11,372百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 6,872百万円	支払リース料 6,153百万円
減価償却費相当額 6,640百万円	減価償却費相当額 5,939百万円
支払利息相当額 217百万円	支払利息相当額 245百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

[次へ](#)

(有価証券関係)

I 前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	53,585	53,571	△14	3	18
国債	47,587	47,568	△18	—	18
政府保証債	5,998	6,002	3	3	—
合計	53,585	53,571	△14	3	18

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当ありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当ありません。

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成18年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	53,571	—	—	—
国債	47,568	—	—	—
政府保証債	6,002	—	—	—
合計	53,571	—	—	—

(注) 満期保有目的の債券はありません。

II 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	78,213	78,194	△19	0	19
国債	78,213	78,194	△19	0	19
合計	78,213	78,194	△19	0	19

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

該当ありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

該当ありません。

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	144

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	78,194	—	—	—
国債	78,194	—	—	—
合計	78,194	—	—	—

(注) 満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

I 前事業年度

該当ありません。

II 当事業年度

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前事業年度

○ その他有価証券評価差額金（平成18年3月31日現在）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△14
その他有価証券	△14
(+) 繰延税金資産	5
その他有価証券評価差額金	△8

II 当事業年度

○ その他有価証券評価差額金（平成19年3月31日現在）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△19
その他有価証券	△19
(+) 繰延税金資産	7
その他有価証券評価差額金	△11

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前事業年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当社では、金利関連で金利スワップ取引を行っております。当該取引の利用目的は、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを抑制することにより、短期的な売買差益の獲得を目的とする取引は行っておりません。

なお、「ポジション限度」及び「損失許容限度」は、社内ルールにより具体的に定められており、当社全体の金利リスクを「金利リスク額」として計測し、これに限度を設定して管理しております。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引が内包する代表的なリスクは、信用リスクと市場性リスクであります。信用リスクは、信用供与先の財政状態の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、損害を被るリスクであり、市場性リスクは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。

(3) リスク管理体制

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理の基本方針、およびリスク管理組織・体制を定めており、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括室リスク管理担当、各リスク管理統括部署、内部監査部署としての検査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、ALM委員会等の各種委員会を設置しております。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味しているものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	35,000	35,000	121	121
	受取変動・支払固定	35,000	35,000	121	121
	合計	—	—	121	121

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 特例処理を適用している金利スワップ取引は上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

II 当事業年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当社では、金利関連で金利スワップ取引を行っております。当該取引の利用目的は、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを抑制することにより、短期的な売買差益の獲得を目的とする取引は行っておりません。

なお、「ポジション限度」及び「損失許容限度」は、社内ルールにより具体的に定められており、当社全体の金利リスクを「金利リスク額」として計測し、これに限度を設定して管理しております。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引が内包する代表的なリスクは、信用リスクと市場性リスクであります。信用リスクは、信用供与先の財政状態の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、損害を被るリスクであり、市場性リスクは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。

(3) リスク管理体制

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理の基本方針、およびリスク管理組織・体制を定めており、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括室リスク管理担当、各リスク管理統括部署、内部監査部署としての検査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、ALM委員会等の各種委員会を設置しております。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味しているものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	35,000	35,000	24	24
	受取変動・支払固定	35,000	35,000	24	24
	合計	—	—	24	24

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 特例処理を適用している金利スワップ取引は上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△272	△491
年金資産 (B)	103	227
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△169	△264
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	192	308
未認識過去勤務債務 (F)	45	40
貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	68	84
前払年金費用 (H)	68	84
退職給付引当金 (G) - (H)	—	—

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	46	63
利息費用	5	9
期待運用収益	△0	△5
過去勤務債務の費用処理額	5	5
数理計算上の差異の費用処理額	21	28
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	—	—
退職給付費用	78	101

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
(1) 割引率 (期首時点において適用した割引率)	2.5%	同左
割引率 (期末時点において適用した割引率)	2.5%	同左
(2) 期待運用収益率	3.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年 (各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ当該事業年度から損益処理)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 (各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理)	同左

(ストック・オプション等関係)

I 当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
減価償却費損金算入限度超過額	407	リース解約損失引当金損金算入限度超過額	940
未払事業税	381	未払事業税	581
賞与引当金損金算入限度超過額	60	減価償却費損金算入限度超過額	397
その他有価証券評価差額金	5	役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	94
その他	93	賞与引当金損金算入限度超過額	81
繰延税金資産合計	948	貸倒引当金損金算入限度超過額	28
繰延税金負債		その他	56
前払費用	△27	繰延税金資産合計	2,179
繰延税金負債合計	△27	繰延税金負債	
繰延税金資産の純額	920	前払費用	△34
		繰延税金負債合計	△34
		繰延税金資産の純額	2,145
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	
(調整)			
法人税額の特別控除額	△3.82%		
その他	△0.67%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.20%		

(持分法損益等)

I 前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

該当ありません。

II 当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当ありません。

[前へ](#)

【関連当事者との取引】

I 前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

(3) 子会社等

該当ありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社の 子会社	株式会社S Eキャピタル (注) 1.	東京都千 代田区	75	リース業	— (—)	兼任1名	機器のリ ース	機械賃借料 の支払	6,754	未払費用	68
								リース契約 解除金の支 払	165		

取引条件及び取引条件の決定方針等

機械賃借料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

リース契約に係る解除条件及び解除条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

(注) 1. 株式会社SEキャピタルは、株式会社セブンイレブン・ジャパンの100%子会社であります。

Ⅱ 当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他関係会社	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区	17,200	コンビニエンスストア事業	被所有直接26.03	兼任1名	ATM設置及び管理業務に係る事務委任契約	ATM設置支払手数料の支払	6,024	未払費用	626

取引条件及び取引条件の決定方針等

ATM設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して、当事業年度に料率を見直した結果、694百万円増加しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

(3) 子会社等

該当ありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他関係会社の子会社	株式会社SEキャピタル(注)1.	東京都千代田区	75	リース業	— (—)	兼任1名	機器のリース	機械賃借料の支払 リース契約解除金の支払	6,200 1,286	未払費用	71

取引条件及び取引条件の決定方針等

機械賃借料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

リース契約に係る解除条件及び解除条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

(注) 1. 株式会社SEキャピタルは、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの100%子会社であります。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	54,984円18銭	63,317円15銭
1株当たり当期純利益	円	8,680円89銭	10,736円56銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—

(注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益		8,680円89銭	10,736円56銭
当期純利益	百万円	10,590	12,667
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	10,590	12,667
普通株式の期中平均株式数	千株	1,220	1,179

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社は、平成18年6月16日開催の定時株主総会において、資本金を減少し、その全額を資本準備金とすることを決議いたしました。</p> <p>(1) 資本金減少の内容</p> <p>① 減資すべき資本金の額 当社の資本金の61,000,000,000円を30,500,000,000円減少し、30,500,000,000円といたします。</p> <p>② 資本金の減少の方法 発行済株式数を変更せず、資本金の額のみを減少する方法(無償減資)によります。</p> <p>(2) 資本金減少の日程</p> <p>① 定時株主総会決議日 平成18年6月16日</p> <p>② 債権者異議申述最終期日 平成18年7月19日</p> <p>③ 減資効力発生 平成18年9月1日</p>	<p>該当ありません。</p>

⑤ 【附属明細表】

当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(百万 円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	—	—	—	—	—	—	—
建物	279	162	0	440	202	103	237
建設仮勘定	—	133	—	133	—	—	133
その他有形固定資産	701	10,255	49	10,906	2,253	1,990	8,653
有形固定資産計	980	10,551	50	11,480	2,456	2,094	9,024
無形固定資産							
ソフトウェア	18,819	4,194	181	22,833	11,844	3,457	10,988
ソフトウェア 仮勘定	858	3,000	1,187	2,671	—	—	2,671
電話加入権	3	0	—	3	—	—	3
商標権	15	—	—	15	1	1	13
無形固定資産計	19,696	7,195	1,368	25,524	11,846	3,458	13,677

(注) 1. その他有形固定資産の主な増加は、ATM購入によるものであります。

2. 当期償却額のうち、建物72百万円、その他有形固定資産0百万円及びソフトウェア67百万円は、耐用年数を変更したことによる臨時償却費であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成15年 12月10日	15,000	15,000 [—]	0.88	なし	平成20年 12月10日
第2回無担保社債	平成18年 12月4日	—	36,000 [—]	1.45	なし	平成23年 12月20日
第3回無担保社債	平成18年 12月4日	—	24,000 [—]	1.67	なし	平成25年 12月20日
合計	—	15,000	75,000 [—]	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の [] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 貸借対照日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額 (百万円)	—	15,000	—	—	36,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	65,000	65,000	1.017	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	65,000	65,000	1.017	平成21年2月13日 ～平成26年3月24日

(注) 1 「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 借入金の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額 (百万円)	—	5,000	35,000	12,000	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	45	70	—	45	70
一般貸倒引当金	42	67	—	42	67
個別貸倒引当金	3	3	—	3	3
賞与引当金	148	199	148	—	199
役員退職慰勞引当金	128	103	—	—	231
リース解約損失引当金	—	2,310	—	—	2,310
事業所移転損失引当金	—	87	—	—	87
計	322	2,771	148	45	2,899

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による取崩額であります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	4,006	7,799	3,990	16	7,799
未払法人税等	3,070	6,370	3,064	5	6,370
未払事業税	936	1,429	925	10	1,429

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成19年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金74百万円、日本郵政公社への預け金1,365百万円、他の銀行への預け金10,760百万円であります。
前払費用	機械保守費166百万円、土地建物賃借料27百万円、機械賃借料27百万円その他であります。
未収収益	未収受入手数料6,493百万円その他であります。
その他の資産	保証金522百万円、期末貯蔵品（帳票等）66百万円、A T M附属設備52百万円、仮払金17百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	別段預金173百万円であります。
未払費用	業務委託費1,060百万円、A T M設置企業手数料608百万円、広告費200百万円、電信電話費188百万円その他であります。
前受収益	提携銀行受入手数料32百万円その他であります。
その他の負債	未払金1,946百万円、未払消費税等316百万円、仮受金37百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券、1,000株券、10,000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 本店・全国各支店、営業所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料（注）
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当会社の広告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.sevenbank.co.jp/
株主に対する特典	なし

（注） 株券喪失登録又は抹消の申請についての手数料は、1件につき8,600円、1枚につき500円であります。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

平成18年11月6日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（上記(1)有価証券届出書の訂正届出書）を平成18年11月13日、平成18年11月16日及び平成18年11月22日に関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書を平成19年4月11日に関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当ありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当ありません。

第3 【指数等の情報】

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 原 一浩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 梅津 知充
業務執行社員

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 井上 寅喜
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小澤 陽一
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度よりリース解約損失引当金を計上している。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。